

中華人民共和国食品安全法

(2009年2月28日全国人民代表大会常務委員会通過、2009年6月1日より施行)

目次

- 第1章 総則
- 第2章 食品安全リスク監視測定と評価
- 第3章 食品の安全基準
- 第4章 食品の生産経営
- 第5章 食品の検査
- 第6章 食品の輸出入
- 第7章 食品の安全事故処置
- 第8章 監督管理
- 第9章 法的責任
- 第10章 附則

第1章 総則

第1条 (制定の目的) 食品の安全を保証し、公衆の身体の健康と生命の安全を保障するために本法を制定する。

第2条 (適用範囲) 中華人民共和国内において下記の活動に従事する場合、本法を遵守しなければならない。

- (1) 食品の生産と加工(以下「食品生産」と言う)、食品の流通と飲食サービス(以下「食品経営」と言う)。
- (2) 食品添加物の生産経営。
- (3) 食品用包装材料・容器・洗浄剤・消毒剤及び食品生産経営用の道具、設備(以下「食品関連製品」と言う)の生産経営。
- (4) 食品添加物・食品関連製品を使用する食品生産経営者。
- (5) 食品・食品添加物と食品関連製品に対する安全管理。

農業生産による食用の一次産品(以下「食用農産物」と言う)の品質安全管理は、『中華人民共和国農産物品質安全法』の規定を遵守する。但し、食用農産物に関する品質安全基準の制定、食用農産物安全関連情報の公布には、本法の関連規定を遵守しなければならない。

第3条 (生産経営者の責任) 食品の生産経営者は法律法規と食品安全基準に照らして生産経営活動に従事し、社会と公衆に対し責任を負い、食品安全を保証し、社会の監督

を受け入れ、社会的責任を担わなければならない。

第4条（関係政府機関の職責等） 国務院は食品安全委員会を設立し、その職責は国務院が規定する。

国務院の衛生行政部門は食品安全を総合的に調整する職責を担い、食品安全リスク評価、食品安全基準の制定、食品安全情報の公布、食品検査機関の資質認定条件及び検査規範の制定を担当し、食品安全の重大な事故に対し、組織的な調査と処理を行う。

国務院の品質監督・工商行政管理及び国家食品薬品監督管理部門は、本法と国務院の規定した職責に依り、それぞれ食品生産・食品流通・飲食サービス業務に対して監督管理を行う。

第5条（地方政府の監督管理業務） 県レベル以上の地方人民政府は、該当行政区域の食品安全監督管理業務に関し統一して責任を負い、指導し、組織し、調整を行い、食品安全の全工程の監督管理業務のしくみを確立する。食品安全の突発的事故に対し統一した指導、指揮を行う。食品安全監督管理責任制を完全かつ適切に実行し、食品安全監督管理部門に対して評議、審査を行う。

県レベル以上の地方人民政府は本法及び国務院の規定に照らし、当該レベルの衛生行政・農業行政・品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門の食品安全監督管理の職責を確定する。関連部門は各職責の範囲内で本行政区の食品安全監督管理業務を担当する。

上級人民政府所属部門が下級行政区域に設置した機関は、所在地の人民政府による統一した組織、調整の下で、法に従い食品安全監督管理業務を行わなければならない。

第6条（地方政府関係部門の責務） 県レベル以上の衛生行政・農業行政・品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門は、相互交流を強化し、密接に協力して、各自の職責に従い分担して法の定めた職権を行使し、責任を負わなければならない。

第7条（業界団体の責務） 食品業界の協会は、業界の自律を強化し、食品生産経営者が法に従い生産経営を行うよう導き、業界の信用を高め、食品安全知識を宣伝し、普及しなければならない。

第8条（社会団体、メディアの責務） 国家は、社会団体、各種の自治組織が食品安全の法律法規と食品安全基準と知識の普及を行い、健康的な飲食スタイルを提唱し、消費者の食品安全意識と自己防衛能力を高めることを奨励する。

報道メディアは食品安全の法律法規と食品安全基準とその知識を公益のために宣伝し、同時に本法に違反する行為に対して輿論として監督を行わなければならない。

第9条（研究開発と先進規範採用の奨励） 国家は食品安全に関する基礎研究と応用研究を奨励し、支持し、食品生産経営者が食品安全レベルを向上させるため、先進技術

と先進的管理規範を採用することを推奨し、支持する。

第10条（違法行為に対する通報権利） いかなる組織又は個人も食品生産経営における本法に違反する行為を通報する権利を有し、関連部門に対し食品安全情報を求め、食品安全監督管理業務に対し意見と提案を提出する権利を有する。

第2章 食品安全リスク監視測定と評価

第11条（国の監視測定制度） 国家は食品安全リスク監視測定制度を設立し、食に起因する疾病と食品汚染及び食品中の有害物質に対し監視測定を行う。

国務院の衛生行政部門は国務院の関連部門と共同で、国家食品安全リスク監視測定計画を制定し実施する。省・自治区・直轄市人民政府衛生行政部門は国家食品安全リスク監視測定計画に従い、当該行政区域の具体的状況と結合して、当該行政区域の食品安全のリスク監視測定方案を制定し実施する。

第12条（食品安全リスク情報への対応） 国務院の農業行政・品質監督・工商行政管理及び国家食品薬品監督管理等の関連部門は食品安全リスクに関連する情報を得たら、直ちに国務院の衛生行政部門へ通報しなければならない。国務院の衛生行政部門は関連部門と共同で情報を調査確認した後、速やかに食品安全のリスク監視測定計画を調整しなければならない。

第13条（食品安全リスク評価制度） 国家は食品安全リスク評価制度を確立し、食品と食品添加物中の生物性・化学性・物理性の危険に対しリスク評価を行う。

国務院の衛生行政部門は食品安全リスク評価業務を組織し、医学・農業・食品・栄養等の分野の専門家から成る食品安全リスク評価専門家委員会が食品安全リスク評価を行う。

農薬・肥料・生長調節剤・動物用医薬品・飼料及び飼料添加物等に対する安全性の評価には、食品安全リスク評価専門家委員会の専門家が参加しなければならない。

食品安全リスク評価は科学的方法で運用し、食品安全リスク監視測定情報と科学データ及びその他の関連情報に基づいて行わなければならない。

第14条（食品安全リスク評価業務の実施） 国務院の衛生行政部門は食品安全リスク監視測定を通じ、あるいは通報を受けて、食品に隠れた危険が存在する可能性に気付いた場合、直ちに検査と食品安全リスク評価を行わなければならない。

第15条（食品安全リスク評価の提案） 国務院の農業行政・品質監督・工商行政管理及び国家食品薬品監督管理等の関連部門は国務院の衛生行政部門に食品安全リスク評価の建議を提出し、併せて関連情報及び資料を提供しなければならない。

国務院の衛生行政部門は国務院の関連部門に食品安全リスク評価の結果を速やかに通報しなければならない。

第16条（食品安全リスクの評価結果への対処） 食品安全リスク評価の結果は、食品安全基準の制定・修正及び食品安全の監督管理を実施する際の科学的根拠となる。

食品安全リスク評価を行った結果、食品が安全でないとの結論が出された場合、国务院の品質監督・工商行政管理及び国家食品薬品監督管理部門はそれぞれの職責に従い、直ちに相応の措置を講じ、該当食品の生産経営を停止し、併せて消費者に食用の停止を告知しなければならない。関連の食品安全国家基準を制定・修正する必要がある場合、国务院の衛生行政部門は直ちに制定・修正しなければならない。

第17条（食品安全の総合分析） 国务院の衛生行政部門は国务院の関連部門と共同で、食品安全リスク評価の結果と食品安全監督管理情報に従い、食品安全状況の総合的な分析を行わなければならない。総合分析を経て、安全リスクが比較的高いことが明らかになった食品に対して、国务院の衛生行政部門は速やかに食品安全リスク警告を出し、併せて公布しなければならない。

第3章 食品の安全基準

第18条（食品の安全基準の制定） 食品の安全基準の制定は、公衆の健康を保障することを旨とし、科学的で、安全かつ信用性の高いものとしなければならない。

第19条（食品の安全基準の性質） 食品の安全基準は強制執行の基準である。食品の安全基準以外に、その他の食品強制基準を制定してはならない。

第20条（食品の安全基準の内容） 食品の安全基準は以下の内容を含まなければならない。

- （1）食品と食品関連製品中の発病性微生物・残留農薬・残留動物用医薬品・重金属・汚染物質及びその他人体の健康に危害を加える物質の限度基準値の規定
- （2）食品添加物の品種・使用範囲・使用量
- （3）乳幼児及びその他特定の人々専用の主食・補助食品の栄養成分基準の要求
- （4）食品の安全と栄養に関するラベル・標識・説明書に対する要求
- （5）食品の生産経営過程における衛生要求
- （6）食品の安全に関する品質要求
- （7）食品の検査方法と規定
- （8）その他食品の安全基準の内容として制定する必要があるもの

第21条（食品の安全基準の制定機関） 食品の安全国家基準は国务院の衛生行政部門が制定し公布する。国务院の標準化行政部門が国家基準番号を提供する。

食品の残留農薬と残留動物用医薬品の基準値規定及びその検査方法と規則は、国务院の衛生行政部門と国务院農業行政部門が制定する。

屠殺畜と禽の検査規則は国务院の関連主管部門が国务院の衛生行政部門と共同で制定する。

関連製品の国家基準が食品の国家安全基準の規定内容に関わる場合は、食品の国家安全基準と一致しなければならない。

第22条（食品の安全基準の整合性） 国務院の衛生行政部門は現行の食用農産物品質安全基準、食品衛生基準、食品品質基準と関連食品業界基準中の強制執行基準を整合させ、食品の安全国家基準として統一して公布しなければならない。

本法の規定する食品の安全国家基準が公布される迄は、食品生産経営者は現行の食用農産物品質安全基準、食品衛生基準、食品品質基準と関連食品業界基準に従って食品の生産経営を行わなければならない。

第23条（食品安全国家基準評議委員会） 食品の安全国家基準は食品安全国家基準評議委員会の審査を通過しなければならない。食品安全国家基準評議委員会は医学・農業・食品・栄養等の分野の専門家及び、国務院の関連部門の代表によって構成される。

食品の安全国家基準の制定は、食品安全リスク評価の結果に基づくと同時に食用農産物品質安全リスク評価の結果を充分考慮し、関連する国際基準及び国際食品安全リスク評価の結果を参照し、かつ広く食品生産経営者及び消費者から意見を聞き取らなければならない。

第24条（食品安全の地方基準） 食品の安全国家基準のない食品は、食品安全地方基準を制定することができる。

省・自治区・直轄市人民政府の行政部門は食品安全地方基準を制定する際、本法の食品の安全国家基準の制定に関する規定を参照し制定し、かつ国務院の衛生行政部門に届け出なければならない。

第25条（食品安全の企業基準） 企業が生産する食品に、食品の安全国家基準あるいは地方基準がない場合、企業基準を制定し生産の根拠にしなければならない。国は食品生産企業が食品の安全国家基準又は地方基準よりも厳しい企業基準を制定することを奨励する。企業基準は省レベルの衛生行政部門へ届け出、当該企業内部で適用しなければならない。

第26条（食品の安全基準の閲覧） 食品の安全基準は公衆に対して無料で検閲に供さなければならない。

第4章 食品の生産経営

第27条（食品の生産経営の条件） 食品の生産経営は食品の安全基準に合致し、以下の要求に合致しなければならない。

- （1）生産経営する食品の品種と数量に見合った食品原材料の処理・食品加工・包装・保存等を行う場所を有し、それらの場所の環境が清潔を保ち、かつ有毒・有害な場所及びその他の污染源から規定の距離を保持している。
- （2）生産経営する食品の品種と数量に見合った生産経営設備あるいは施設、相

- 応の消毒・更衣・洗面・採光・照明・通風・防腐・防塵・ハ工防除・防鼠・防虫・洗浄及び廃水処理とゴミ・廃棄物置場の設備あるいは施設を有する。
- (3) 食品安全専門技術人員と管理人員および食品の安全を保証する規則制度を有する。
 - (4) 合理的な設備配置と生産プロセスを有し、加工待ちの食品と直接口に入る食品および原材料と製品の交叉汚染が防止され、食品の有毒物質と不衛生な物質との接触を避けている。
 - (5) 食器と飲料容器及び盛付けて置き直接口に入れる食品容器は、使用前に洗浄と消毒を行わなければならない、調理器具と用具は使用後洗浄し、清潔を保たなければならない。
 - (6) 食品の保存と輸送及び積み下ろしを行う容器・道具及び設備は、安全・無害・清潔を保ち、食品汚染を防止し、併せて食品安全を保証する適正な温度など特殊な条件に合致しなければならない、食品と有毒・有害物質とを同時に輸送してはならない。
 - (7) 直接口に入れる食品は小包装するか或いは無毒・清潔な包装材・食器を使用しなければならない。
 - (8) 食品の生産経営人員は個々人で衛生を保ち、食品の生産経営時は手を洗浄し、清潔な作業衣と帽子を着用し、無包装の直接口に入れる食品を販売する際は無毒・清潔な販売器具を使用しなければならない。
 - (9) 使用する水は国が規定する生活飲用水衛生基準に合致しなければならない。
 - (10) 使用する洗浄剤・消毒剤は人体に安全・無害でなければならない。
 - (11) 法律法規が規定するその他の要求。

第28条（生産経営禁止の食品） 以下の食品の生産経営を禁止する。

- (1) 非食品原材料を用いて生産した食品もしくは食品添加物以外の化学物質及びその他人体の健康を害する可能性のある物質を添加した食品、或いは回収した食品を原材料として生産した食品。
- (2) 病原性微生物・残留農薬・残留動物用医薬品・重金属・汚染物質及びその他人体の健康を害する物質の含有量が食品安全基準の基準値を超えている食品。
- (3) 栄養成分が食品の安全基準に合致しない乳幼児及びその他特定の人々専用の主食品と補助食品。
- (4) 腐敗変質・油脂酸敗・黴による変質・虫の発生・汚染され不潔・異物混入・塵物・雑物の混入、あるいは五感で異常を感じる食品。
- (5) 病死・毒死あるいは死因不明の家禽・家畜・野生動物・水生動物の肉類及びその製品。
- (6) 動物衛生監督機関の検疫を受けていない、もしくは検疫不合格の肉類、あ

るいは検査を受けていないもしくは検査不合格の肉類製品。

(7) 包装材料・容器・輸送工具等により汚染されている食品。

(8) 品質保持期限を越えた食品。

(9) 予め包装されている食品に標識（ラベル）がないもの。

(10) 病気予防のためなど特殊な必要から、国が明確に生産経営の禁止を命じている食品。

(11) 食品の安全基準あるいは要求に合致しないその他の食品。

第29条（食品の生産経営の許可制度） 国家は食品の生産経営に関し許可制度を実施する。食品生産・食品流通・飲食サービスに従事するものは、法に従い食品生産許可・食品流通許可・飲食サービス許可を取得しなければならない。

食品の生産許可を取得した食品生産者はその生産場所での生産した食品を販売する場合、食品流通許可を取得する必要はない。飲食サービス許可を取得した飲食サービス提供者は、その飲食サービスを行う場所で製造加工した食品を販売する場合は、食品生産及び流通許可を取得する必要はない。農民個人が自ら生産した食用農産物を販売する場合、食品流通許可を取得する必要はない。

食品生産加工小規模工房及び食品露天商が食品の生産経営活動に従事する場合は、本法が規定するその生産経営規模と条件に相応する食品安全要求に合致し、生産経営する食品が衛生的・無毒・無害であることを保証しなければならない。関係部門はその監督管理を強化しなければならない。具体的な管理規則は省、自治区、直轄市人民政府の人民代表大会常務委員会が本法に従って制定する。

第30条（小規模経営の改善） 県レベル以上の地方人民政府は食品生産加工小規模工房の生産条件の改善を奨励し、食品露天商が集中交易市場・店舗など固定した場所で経営活動を行うことを奨励する。

第31条（食品の生産経営の許可申請の審査） 県レベル以上の品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門は、『中華人民共和国行政許可法』の規定に従い、申請人が提出した本法第27条第1号から第4号の規定で要求する関連資料を審査し、必要な時は申請人が生産経営を行う場所で現場調査を行う。規定条件に合致すれば、許可を決定する。規定条件に合致しなければ、不許可を決定しかつ書面にてその理由を説明する。

第32条（企業の食品安全管理制度） 食品の生産経営企業はその企業の食品安全管理制度を確立し、従業員への食品安全知識の研修を強化し、専門又は兼職の食品安全管理人員を配置し、生産経営する食品の検査業務を実施し、法に従って生産経営活動に従事しなければならない。

第33条（食品の安全管理の認証と追跡調査） 国家は食品の生産経営企業が良好な生産経営規範の要求を満たし、危害分析と重要点制御体系を実施し、食品の安全管理の水準を向上させることを奨励する。

良好な生産規範・危害分析と重要点制御体系の認証を受けた食品の生産経営企業に対し、認証機関は法に従い追跡調査を実施しなければならない。認証要求に合致しなくなった企業に対し、法に依り認証の取消しを行い、関連の品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門へ速やかに通報し、かつ社会に公表しなければならない。認証機関は追跡調査を実施する際、如何なる費用も徴収してはならない。

第34条（食品の生産経営に関する人員の健康管理） 食品の生産経営をする者は従業員の健康管理制度を確立し、併せて実施しなければならない。伝染性下痢疾患・腸チフス・ウイルス性肝炎など消化器系伝染病に罹患した人員及び活動性肺結核・化膿性あるいは滲出性の皮膚病など食品の安全性を損なう疾病に罹患した人員は、直接口に入れる食品に接触する業務に従事してはならない。

食品の生産経営に関する人員は、毎年健康診断を受けなければならない。健康が証明された後、はじめて業務に携ることができる。

第35条（農産物生産記録制度と農業投入品の安全使用制度を確立） 食用農産物生産者は、食品の安全基準及び国家の関連規定に従って、農薬・肥料・生長調節剤・動物用医薬品・飼料と飼料添加物などの農業投入品を使用しなければならない。食用農産物の生産企業と農民専業共同経済組織は、食用農産物生産記録制度を確立しなければならない。

県レベル以上の農業行政部門は、農業投入品使用に対する管理と指導を強化し、農業投入品の安全使用制度を確立する。

第36条（合格証明書の確認および入荷検査の記録と保管） 食品の生産者は食品原材料・食品添加物・食品関連製品の仕入れに際し、必ず仕入れ先の許可証及び製品合格証明書を検査しなければならない。合格証明書を提供できない食品原材料に対しては、食品の安全基準に照らし検査を行わなければならない。食品安全基準に合致しない食品原材料・食品添加物・食品関連製品の仕入れあるいは使用を行ってはならない。

食品の生産企業は食品原材料・食品添加物・食品関連製品の入荷検査記録制度を確立し、食品原材料・食品添加物・食品関連製品の名称・規格・数量・仕入先名称及び連絡方法・入荷日等の内容を事実通り記録しなければならない。

食品原材料・食品添加物・食品関連製品の入荷検査記録は真実でなければならない。保存期間は最低2年とする。

第37条（出荷検査の記録と保管） 食品の生産企業は食品の出荷検査記録制度を確立し、出荷食品検査の合格証と安全状況をチェックし、かつ食品の名称・規格・数量・生産日・生産ロット番号・検査合格証番号・購入者名称及び連絡方法・販売日等の内容を事実通り記録しなければならない。

食品出荷検査記録は真実でなければならない。保管期限は最低2年とする。

第38条（生産者の検査義務） 食品・食品添加物と食品関連製品の生産者は、食品安全基準に照らして生産する食品・食品添加物・食品関連製品のすべてに対して検査を行わなければならない。検査に合格してはじめて出荷あるいは販売することができる。

第39条（食品の入荷検査の記録と保管） 食品経営者は食品を仕入れる場合、仕入先の許可証と食品合格証明書を検査しなければならない。

食品経営企業は食品入荷検査記録制度を確立し、食品の名称・規格・数量・生産ロット番号・品質保持期限・仕入れ先名称及び連絡方法・入荷日などの内容を事実通り記録しなければならない。食品入荷検査記録は真実でなければならない。保存期間は最低2年とする。

統一配送方式を採用している食品経営企業は、企業本部が仕入先の許可証と食品合格証明書を統一して確認し、食品入荷検査記録を行うことができる。

第40条（在庫食品の定期検査） 食品経営者は食品安全保証の要求に従い食品を保存し、在庫食品の定期検査を行い、変質又は品質保持期限を越えた食品を速やかに処分しなければならない。

第41条（バラ売り食品の保存） 食品経営者はバラ売り食品を保存する際、保存場所に食品名称・生産日・品質保持期限・生産者名称及び連絡方法等の内容を明記しなければならない。

食品経営者はバラ売り食品を販売する際、バラ売り食品の容器と包装に食品名称・生産日・品質保持期限・生産経営者の名称及び連絡方法などの内容を明記しなければならない。

第42条（包装済食品のラベル） 予め包装されている食品の包装にはラベルを付けなければならない。ラベルには下記の事項を明記しなければならない。

- （1）名称、規格、内容量、生産日
- （2）成分あるいは配合原材料表
- （3）生産者の名称、住所、連絡方法
- （4）品質保持期限
- （5）製品標準秘匿名
- （6）保存条件
- （7）使用した食品添加物の国家基準中に通用する名称
- （8）食品生産許可証番号
- （9）法律、法規又は食品安全基準で規定されたその他の必須表記事項

乳幼児とその他特定の人々専用の主食品および補助食品は、そのラベルに主要な栄養成分及びその含有量を明記しなければならない。

第43条（食品添加物の生産許可） 国家は食品添加物の生産に対し許可制度を実施する。食品添加物生産許可を申請する条件と手順は、国家の関連工業製品生産許可証管理規定に基づいて行う。

第44条（新食品関連品の生産許可） 新しい食品原材料を利用して食品生産をする、あるいは新品種の食品添加物と新品種の食品関連製品の生産活動の申請を行う企業あるいは個人は、国务院の衛生行政部門に関連製品の安全性評価資料を提出しなければならない。国务院の衛生行政部門は、申請を受領した日から60日以内に関連製品の安全性評価資料を審査しなければならない。食品安全要求に合致するものは、法に従い許可の決定をし、併せて公布する。食品安全要求に合致しないものは、不許可を決定し、併せてその理由を書面にて説明する。

第45条（食品添加物の安全評価） 食品添加物は技術的に確実に必要なものであり、かつリスク評価により安全性・信頼性が証明されなければならない。それによりはじめて使用許可範囲に入れることができる。国务院の衛生行政部門は技術的必要性と食品安全リスク評価の結果に従い、速やかに食品添加物の品種・使用範囲・用量の基準の修正を行う。

第46条（食品添加物の使用条件） 食品生産者は食品安全基準の食品添加物の品種・使用範囲・用量に関する規定に従って食品添加物を使用しなければならない。食品生産において食品添加物以外の化学物質とその他人体の健康に危害を加える可能性のある物質を使用してはならない。

第47条（食品添加物のラベル等） 食品添加物にはラベル・説明書と包装がなければならない。ラベル・説明書には本法第42条第1項第1号～第6号、第8号、第9号に規定された事項、及び食品添加物の使用範囲・用量・使用方法を明示し、かつラベルには「食品添加物」の字句を明示しなければならない。

第48条（食品ラベル等の要件） 食品及び食品添加物のラベル・説明書には、虚偽・誇張する内容が含まれてはならず、疾病予防・治療効果に言及してはならない。生産者はラベル・説明書に明示された内容に対して責任を負う。

食品及び食品添加物のラベル・説明書は明解・明瞭であり識別容易でなければならない。

食品及び食品添加物とそのラベル・説明書に明示された内容が実際と合致しない場合、市場で販売してはならない。

第49条（ラベルの警告表示） 食品経営者は食品ラベルに表示された警告表示と警告説明あるいは注意事項の要求に従い、予め包装されている食品を販売しなければならない。

第50条（薬品添加の禁止） 生産経営する食品に薬品を添加してはならない。但し、伝統的に食品であり、かつ漢方薬材でもある物質は添加することができる。伝統的に食品であり、かつ漢方薬材でもある物質の目録は国务院の衛生行政部門が制定、公布する。

第51条（保健食品の要件） 国家は特定保健機能を主張する食品に対し厳格な監督管理を行う。関連監督管理部門は、法に依り職務を実行し、責任を果たさなければならない。

い。具体的な管理方法は国務院が規定する。

特定保健効能を主張する食品は、人体に急性・亜急性あるいは慢性的な危害を与えるものであってはならない。そのラベル・説明書で疾病予防・治療効能に言及してはならず、内容は必ず真実でなければならず、使用に適した人、適さない人を明示し、効能成分又は目印となる成分及びその含有量等を明示しなければならない。製品の効能及び成分は必ずラベル・説明書と一致しなければならない。

第52条（市場開設者等の責任） 集中取引市場の開設者、売り場貸し出し業務を行う者と展示販売会主催者は、その市場や展示会に売場を構える食品経営者の許可証を審査し、その市場や展示会に売場を構える食品経営者の食品安全管理責任を明確にし、その市場や展示会に売場を構える食品経営者の経営環境及び条件を定期的に検査しなければならない。食品経営者の本法規定違反行為を発見した場合、速やかにその行為を制止し、かつ直ちに所在地の県レベル工商行政管理部門又は食品薬品監督管理部門へ通報しなければならない。

集中取引市場の開設者、売り場貸し出し業務を行う者と展示販売会主催者が前項規定の義務を履行せず、当該市場で食品安全事故が起きた場合、連帯責任を負わなければならない。

第53条（食品の安全基準不適合食品の回収義務） 国家は食品回収制度を確立する。食品生産者はその生産する食品が食品安全基準に合致しないことがわかった場合、直ちに生産を停止し、既に市場で販売された食品を回収し、関連する生産経営者と消費者に通知し、併せて回収と通知状況を記録しなければならない。

食品経営者はその販売する食品が食品安全基準に合致しないことがわかった場合、直ちに営業を停止し、関連する生産経営者及び消費者に通知し、販売停止と通知状況を記録しなければならない。食品生産者が回収すべきだと判断した場合は直ちに回収しなければならない。

食品生産者は回収した食品に対し手直し、無害化处理・廃棄などの措置を行い、かつ食品回収及び処理状況を県レベル以上の品質監督部門へ報告しなければならない。

食品の生産経営者が本条の規定に従って食品安全基準に合致しない食品の回収あるいは販売停止を行わない場合、県レベル以上の品質監督、工商行政管理、食品薬品監督管理部門は回収と販売停止を命じることができる。

第54条（食品の広告） 食品広告の内容は真実かつ合法的で、虚偽又は誇張された内容を含んではならず、疾病予防と治療効能などに言及してはならない。

食品安全監督管理部門あるいは食品検査を担当する機関、食品業協会、消費者協会は広告あるいはその他の形式により消費者に食品を推薦してはならない。

第55条（虚偽広告） 社会団体あるいはその他の組織と個人が虚偽の広告で消費者に食品を

推薦し、消費者の合法的權益を損った場合、食品生産經營者と共に連帶責任を負う。

第56条（大規模生産等の奨励） 地方各レベルの人民政府は食品の大規模生産と連鎖經營・配送を奨励する。

第5章 食品の検査

第57条（食品の検査機関） 食品の検査機関は国の関連認証認可の規定に従ってその資質認定を取得した後、はじめて食品の検査業務に従事することができる。但し、法律に別の規定がある場合は除く。

食品の検査機関の資質認定条件と検査規範は、國務院の衛生行政部門が規定する。

本法施行前に國務院の関連主管部門によって批准設立された、あるいは法により認定された食品の検査機関は、本法に従って引き続き食品の検査業務に従事することができる。

第58条（食品の検査員） 食品の検査は食品の検査機関の指定する検査員が単独で行う。

検査員は関連の法律法規に従い、併せて食品の安全基準と検査規範に従って食品の検査を行い、科学を尊重し、職業道徳を厳守し、得た検査データ及び結論の客観性、公正性を保証しなければならない、虚偽の検査報告をしてはならない。

第59条（検査の責任制） 食品の検査は食品の検査機関及び検査員の責任制を実施する。食品検査報告書には食品の検査機関の公印を押し、かつ検査員の署名又は押印がなければならない。食品の検査機関及び検査員は発出する検査報告に責任を負う。

第60条（食品の検査） 食品安全監督管理部門は食品の検査免除を実施してはならない。

県レベル以上の品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門は食品に対し定期的あるいは不定期に抜き取り検査を行わなければならない。抜き取り検査を行う時は、抜き取りサンプルを購入しなければならない、検査費用及びその他いかなる費用も徴収してはならない。

県レベル以上の品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門が法を執行する中で、食品に対し検査を行う必要がある場合は、本法の規定に適合する食品検査機関に委託して行い、かつ関連費用を支払わなければならない。検査結果に異議がある場合は、法に従い再検査を行うことができる。

第61条（食品の自主検査と依託検査） 食品の生産經營企業はその生産する食品に対し自主検査を行うことができる。又、本法の規定に適合する食品の検査機関に委託して検査を行うこともできる。

食品の業界団体などの組織や消費者が食品の検査機関へ委託して食品の検査をする必要がある場合、本法の規定に適合する食品の検査機関に委託して実施しな

なければならない。

第6章 食品の輸出入

第62条（輸入食品の検査） 輸入する食品・食品添加物及び食品関連製品は中国の食品安全国家基準に適合しなければならない。

輸入食品が出入国検査検疫機関の検査を経て合格した後、税関は出入国検査検疫機関の署名発行した通関証明に基づき通関許可を与えなければならない。

第63条（新食品の輸入申請） 食品の安全国家基準のない食品の輸入、あるいは初めて新品种の食品添加物と新品种の食品関連製品を輸入する場合、輸入者は國務院の衛生行政部門に申請し、併せて関連の安全性評価資料を提出しなければならない。國務院の衛生行政部門は本法第44条の規定に基づき、許可の可否を決定し、併せて速やかに相応の食品安全国家基準を制定する。

第64条（食品の安全問題の発生への対処） 国外で起きた食品の安全事件がわが国国内に影響を及ぼす可能性がある、あるいは輸入食品に重大な食品の安全問題が発見された場合、国家出入国検査検疫部門は速やかにリスク警告あるいは抑制措置を講じ、かつ國務院の衛生行政・農業行政・工商行政管理と国家食品医薬品監督管理部門に通報しなければならない。通報を受けた部門は速やかに相応の措置をとらなければならない。

第65条（外国の食品輸出者の管理） わが国国内へ食品を輸出する輸出者または代理店は、国家出入国検査検疫部門へ届出なければならない。わが国国内へ食品を輸出する国外の食品生産企業は、国家出入国検査検疫部門を通じて登録しなければならない。

国家出入国検査検疫部門は届出済みの輸出者・代理店と登録済みの国外食品生産企業のリストを定期的に公表しなければならない。

第66条（輸入食品のラベルと説明書） 予め包装されている輸入食品は、中国語ラベル・中国語説明書を有しなければならない。ラベル・説明書は本法及びわが国のその他の関連法律・行政法規の規定と食品安全国家基準の要求に合致し、食品の原産地及び国内代理店の名称・住所・連絡先を明記しなければならない。予め包装されている食品に中国語ラベル・中国語説明書がないあるいはラベル・説明書が本条の規定に合致しない場合、輸入することはできない。

第67条（食品の輸入と販売の記録制度） 輸入者は食品の輸入と販売の記録制度を確立し、食品の名称・規格・数量・製造日・生産あるいは輸入ロット番号・品質保持期限・輸出者と販売先の名称・連絡先・納品日等の内容を事実通り記録しなければならない。

食品の輸入と販売記録は真実でなければならない、保存期間は最低2年とする。

第68条(輸出食品の検査) 輸出食品は出入国検査検疫機関が監督し、抜き取り検査を行い、税関は出入国検査検疫機関が署名発行した通関証明に基づき通関許可を与える。

輸出食品の生産企業及び輸出食品原材料の栽培・養殖場は、国家出入国検査検疫部門へ届出なければならない。

第69条(輸出入食品の安全情報の収集・公表と対処) 国家出入国検査検疫部門は、輸出入食品の安全情報を収集・集約し、併せて適時に関係部門・機関と企業に通報する。

国家出入国検査検疫部門は、輸出入食品の輸入者・輸出者と輸出食品生産企業の信用記録を作り、併せて公表しなければならない。不良記録のある輸入者・輸出者と輸出食品生産企業に対し、その輸出入食品の検査検疫を強化しなければならない。

第7章 食品の安全事故の処置

第70条(食品の安全事故の緊急措置案の制定) 國務院は国家食品安全事故の緊急措置案を制定する。

県レベル以上の地方人民政府は関連する法律、法規の規定と上級人民政府の食品の安全事故の緊急措置案及び当該地区の実情に従い、当該行政地区の食品安全事故の緊急措置案を制定し、合わせて一級上の人民政府に届け出る。

食品の生産経営企業は、食品安全事故の処置方案を制定し、当該企業の各食品安全事故防止措置項目の実施状況を定期的に検査し、速やかに食品安全事故の表に現れない災禍を取り除かなければならない。

第71条(食品の安全事故の報告) 食品の安全事故を起こした事業体は、直ちに対処し、事故の拡大を阻止しなければならない。事故を起こした事業体と病人を収容し治療を行なった事業体は、速やかに事故発生地の県レベル衛生行政部門に報告しなければならない。

農業行政・品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門は、日常の監督管理を行う中で食品の安全事故を発見した場合、又は食品の安全事故に関する通報を受けた場合、直ちに衛生行政部門に通報しなければならない。

重大な食品の安全事故が起きた場合、報告を受けた県レベル衛生行政部門は規定に従って当該レベルの人民政府と上級人民政府の衛生行政部門に報告しなければならない。県レベル人民政府と上級人民政府の衛生行政部門は規定に従い上部機関に報告しなければならない。

いかなる事業体あるいは個人も食品の安全事故の隠蔽・虚偽の報告・報告の遅延・関連証拠の隠滅を行なってはならない。

第72条(食品の安全事故への対処) 県レベル以上の衛生行政部門は食品安全事故の報告を受けた後、関連する農業行政・品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門

と共同で直ちに調査・対処し、併せて以下の措置を執り、社会的危害を防止あるいは軽減させなければならない。

- (1) 緊急救援活動を展開し、食品安全事故により身体に傷害を受けた者に対し、衛生行政部門は直ちに治療・救護処置を執らなければならない。
- (2) 食品の安全事故を起こした疑いのある食品とその原材料は密封保管し、併せて直ちに検査を行い、汚染を確認された食品とその原材料に対し、本法第53条の規定に従って食品の生産経営者に回収・業務停止・廃棄を命じる。
- (3) 汚染された食品用道具と用具は密封保管し、併せて洗浄消毒を命じる。
- (4) 情報の公表に努め、法により食品安全事故とその処理状況を公表し、併せて起こりうる可能性のある危害に対し解釈・説明を加える。

重大な食品の安全事故が起きた場合、県レベル以上の人民政府は、直ちに食品安全事故処置指揮機関を設け、緊急措置案を実行し、前項の規定に基づき処理しなければならない。

第73条（事故責任の調査） 重大な食品の安全事故が起きた場合、区を設けている市レベル以上の人民政府の衛生行政部門は、直ちに関連部門と共同で事故責任の調査を行い、関係部門が職責を履行するよう督促し、当該レベル人民政府に事故責任の調査処理報告を提出しなければならない。

重大な食品の安全事故が2つ以上の省・自治区・直轄市に及ぶ場合は、国务院の衛生行政部門が前項の規定に従い事故責任の調査を行なう。

第74条（食品の安全事故の医学調査） 食品の安全事故が起きた場合、県レベル以上の疾病予防抑制機関は衛生行政部門と関連部門に協力し事故現場の衛生処理を行ない、併せて食品の安全事故に関係のある要因の流行病学調査を行なわなければならない。

第75条（監督管理部門に対する調査） 食品安全事故を調査する際、事故を起こした事業者の責任を調査し明らかにする他、さらに監督管理及び認証の職責を担う監督管理部門・認証機関の業務を行なう人員の職務怠慢・汚職状況も調査し明らかにしなければならない。

第8章 監督管理

第76条（安全監督管理計画の制定と実施） 県レベル以上の地方人民政府は当該レベルの衛生行政・農業行政・品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門に当該行政地区の食品安全年度監督管理計画を制定させ、かつ年度計画に基づき業務を展開させる。

第77条（監督管理機関の権限） 県レベル以上の品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門は各自の食品安全監督管理の職責を履行する際、以下の措置を採る権限を

有する。

- (1) 生産経営現場への立ち入り検査の実施。
- (2) 生産経営する食品に対する抜き取り検査。
- (3) 関連する契約書・伝票・帳簿及びその他関連資料の検閲とコピー。
- (4) 食品の安全基準に合致しないことを証明する証拠のある食品、違法使用の食品原材料・食品添加物・食品関連製品及び違法な生産経営で使用されたあるいは汚染された道具・設備の封印・差し押さえ。
- (5) 違法な食品の生産経営活動が行われている場所の封印。

県レベル以上の農業行政部門は『中華人民共和国農産物品質安全法』の規定する職責に従い、食用農産物に対して監督管理を行う。

第78条（監督検査の記録） 県レベル以上の品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門は食品生産経営者に対し監督検査を行い、監督検査の状況と処理の結果を記録しなければならない。監督検査の記録は監督検査員と食品の生産経営者が署名した後保管する。

第79条（食品安全信用保存書類の作成と運用） 県レベル以上の品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門は食品生産経営者の食品安全信用保存書類を作成し、許可証の授与、日常の監督検査結果、違法行為の取調べ処置などの状況を記録しなければならない。食品安全信用保存書類に従い、信用記録がよくない食品生産経営者に対しては監督検査頻度を増やす。

第80条（提訴・通報への対処） 県レベル以上の衛生行政・品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門は、問い合わせ・提訴・通報を受けた場合、当該部門の職責に属するものは受理し、併せて速やかに回答・事実確認・処理を行わなければならない。当該部門の職責外であるものに対しては、処理権を持つ部門に書面で通知し、かつ処理を移譲しなければならない。処理権を持つ部門は、速やかに処理しなければならない。食品の安全事故に関するものは本法第7章の関連規定に基づき処置を行なう。

第81条（監督管理職責の履行と二重罰金の禁止） 県レベル以上の衛生行政・品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門は、法の定めた権限と手順に従い食品安全監督管理職責を履行しなければならない。生産経営者の同一の違反行為に対し、罰金による行政処罰を2回以上科してはならない。犯罪の疑いがある場合は、法に従い公安機関に移送しなければならない。

第82条（食品の安全情報の公表） 国家は食品の安全情報の統一公表制度を確立する。以下の情報は国务院の衛生行政部門が統一して公表する。

- (1) 国家の食品安全の全体的状況。
- (2) 食品安全リスク評価情報と食品安全リスク警告情報。
- (3) 重大な食品の安全事故及びその処理情報。

(4) その他重要な食品の安全情報と国務院が定めた統一公表の必要な情報。

前項第2号、第3号で規定された情報は、その影響が特定の地域に限られる場合、関連する省・自治区・直轄市の人民政府の衛生行政部門が公表することもできる。県レベル以上の農業行政・品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門は、各自の職責に基づき食品安全日常監督管理情報を公表する。

食品安全監督管理部門が公表する情報は、正確で適時に行い、客観的でなければならない。

第83条(食品の安全情報の報告) 県レベル以上の地方衛生行政・農業行政・品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門は、本法第82条第1項で規定する統一公開の必要な情報を入手した後、上級主管部門に報告し、上級主管部門は直ちに国務院の衛生行政部門に報告しなければならない。必要な時は、直接に国務院の衛生行政部門に報告することができる。

県レベル以上の衛生行政・農業行政・品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門は、入手した食品の安全情報を相互に通知し合わなければならない。

第9章 法的責任

第84条(無許可の生産経営の処罰) 本法の規定に違反し、無許可で食品の生産経営活動に従事するあるいは無許可で食品添加物を生産した場合、関連主管部門は各自の職責に基づき分担して、違法所得・違法に生産経営した食品・食品添加物及び違法生産経営に使用した道具・設備・原材料などの物品を没収する。違法に生産経営した食品・食品添加物の商品金額が1万元未満の場合は2000元以上5万元以下の過料を科し、商品金額が1万元以上の場合は商品金額の5倍以上10倍以下の過料を科す。

第85条(非食用原材料の使用等) 本法の規定に違反し、以下の状況の1つに該当する場合、関連主管部門は各自の職責に従って分担し、違法所得、違法に生産経営した食品及び違法生産経営に使用した道具・設備・原材料などの物品を没収する。違法に生産経営した食品の商品金額が1万元未満の場合はかつ2000元以上5万元以下の過料を科す。商品金額が1万元以上の場合は商品金額の5倍以上10倍以下の過料を科す。情状が重大な場合は許可証を取り消す。

(1) 非食品原材料を使用して食品を生産する、あるいは食品に食品添加物以外の化学物質とその他人体の健康を害する物質を添加する、あるいは回収した食品を原材料として使用して食品を生産する。

(2) 病原性微生物・残留農薬・残留動物用医薬品・重金属・汚染物質及びその他人体の健康を害する物質の含有量が食品安全基準の基準値を越えた食品を生産販売する。

- (3) 栄養成分が食品安全基準に合致しない乳幼児とその他特定の人々専用の主・補助食品を生産経営する。
- (4) 腐敗変質・油脂酸敗・黴による変質・虫の発生・汚染され不衛生・異物混入・塵物・雑物の混入あるいは五感で異常を感じる食品を販売する。
- (5) 病死・毒死・死因不明の家禽や家畜と野生動物および水生動物の肉類を経営する、あるいは病死・毒死・死因不明の家禽や家畜と野生動物および水生動物の肉類製品を生産経営する。
- (6) 動物衛生監督機関の検疫を受けていないあるいは検疫不合格の肉類を販売する、あるいは検査を受けていないもしくは検査不合格の肉類製品を生産販売する。
- (7) 品質保持期限を過ぎた食品を販売する。
- (8) 国家が病気予防等の特別な理由で生産販売の禁止を命じた食品を生産販売する。
- (9) 新しい食品原材料を利用して食品生産を行っている、あるいは新品種の食品添加物や新品種の食品関連製品の生産に従事しているが、安全性の評価を経ていない。
- (10) 食品生産販売者が関連主管部門より食品安全基準に合致しない食品の回収あるいは営業停止を命じられたが、回収あるいは営業停止を拒否している。

第86条(食品の安全基準に合致しない生産経営) 本法の規定に違反し、以下の状況の1つに該当する場合、関連主管部門は各自の職責に従って分担し、違法所得、違法に生産販売した食品と違法な生産経営に使用した道具・設備・原材料などの物品を没収する。違法に生産経営した食品の商品金額が1万元未満の場合は2000元以上5万元以下の過料を科す。商品金額が1万元以上の場合はかつ商品金額の2倍以上5倍以下の過料を科す。情状が重大な場合は生産停止、営業停止を命じ、許可証を取り消す。

- (1) 包装材料・容器・輸送手段などにより汚染された食品を販売する。
- (2) ラベルのない予め包装されている食品、食品添加物あるいはラベル・説明書が本法の規定に適合しない食品・食品添加物を生産経営する。
- (3) 食品生産者が食品の安全基準に合致しない食品原材料・食品添加物・食品関連製品を仕入れ、使用する。
- (4) 食品の生産経営者が食品に薬品を添加する。

第87条(検査の不実施等) 本法の規定に違反し、以下の状況の1つに該当する場合、関連主管部門は各自の責務に従って分担して改善を命じ、警告を与える。改善を拒否した場合は、2000元以上2万元以下の過料を科す。情状が重大な場合は、生産停止、営業停止を命じ、最終的には許可証を取り消す。

- (1) 仕入れた食品原材料と生産した食品・食品添加物・食品関連製品の検査を

行っていない。

- (2) 検査記録制度と出荷検査記録制度を確立せず、かつ遵守していない。
- (3) 食品の安全企業基準を制定しているが、本法の規定通りに届け出ていない。
- (4) 規定通りに食品の保存・販売あるいは在庫食品が綺麗に整理されていない。
- (5) 入荷時に、許可証と関連証明書類の確認を行っていない。
- (6) 生産する食品・食品添加物のラベル・説明書が疾病予防・治療効能に言及している。
- (7) 本法第34条に列記した疾病に罹患した者を直接口に入れる食品に接触する業務に従事させている。

第88条（食品の安全事故の未処理・証拠隠滅等） 本法の規定に違反し、事故を起こした事業者が食品の安全事故の発生した後、事故処理・報告を行っていない場合は、関連主管部門が各自の職責に従って分担して改善を命じ、警告を与える。関連証拠を隠滅した場合、生産停止、営業停止を命じ、かつ2000元以上10万元以下の過料を科す。重大な結果をもたらした場合は、元の許可証交付部門が許可証を取り消す。

第89条（違法な輸出入） 本法の規定に違反し、以下の状況の1つに該当する場合は、本法第85条の規定に基づき処罰を与える。

- (1) 中国の食品の安全国家基準に合致しない食品を輸入する。
- (2) 安全性評価を経ずに、食品安全国家基準のない食品を輸入する、あるいは新品種の食品添加物・新品種の食品関連製品を初めて輸入する。
- (3) 輸出者が本法の規定を遵守せず食品の輸出を行なう。

本法の規定に違反し、輸入業者が食品輸入と販売記録制度の確立及び遵守をしていない場合、本法第87条の規定に従って処罰する。

第90条（市場開設者等の義務違反） 本法の規定に違反し、集中交易市場の開設者、売り場貸し出し業務を行う者、展示販売会主催者が、許可証未取得の食品経営者を市場に入場させ食品販売を許可するあるいは検査・報告等の義務を果たしていない場合、関連主管部門は各自の職責に従って分担して、2000元以上5万元以下の過料を科す。重大な結果を引き起こした場合は、業務停止を命じ、元の許可証発行部門が許可証を取り消す。

第91条（違法な食品輸送） 本法の規定に違反し、要求に従わない食品輸送を行なった場合、関連主管部門が各自の職責に従って分担して、改善を命じ、警告を与える。改善を拒否した場合、生産停止、営業停止を命じ、2000元以上5万元以下の過料を科す。情状が重大な場合、元の許可証発行部門が許可証を取り消す。

第92条（被処罰者の就業制限） 食品の生産・流通あるいは飲食サービスの許可証を取り消された事業者では、その直接責任を負う管理者は処罰が決定された日より5年間は食品生産販売管理業務に従事してはならない。

食品生産販売者が食品生産販売管理に従事してはならない人員を招聘、任用した場合、元の許可証発行部門が許可証を取り消す。

第93条（虚偽の検査報告の処罰と被処罰者の就業制限） 本法の規定に違反し、食品検査機関や食品検査員が虚偽の検査報告を作成した場合、その資質を授与した主管部門あるいは機関は、当該検査機関の検査資格を取り消す。検査機関の直接責任を負う主管者と食品検査員に対し、法に従って免職あるいは解雇処分を行う。

本法の規定に違反し、刑事処罰あるいは解雇処分を受けた食品検査機関の人員は、刑罰執行完了日あるいは処分決定日から10年間は食品検査業務に従事してはならない。食品検査機関が食品検査業務に従事してはならない人員を招聘・任用した場合、その資質を授与した主管部門あるいは機関は当該検査機関の検査資格を取り消す。

第94条（虚偽広告の処罰と公的機関の広告参与禁止） 本法の規定に違反し、広告中で食品の品質に関し虚偽の宣伝を行い、消費者を騙した場合、『中華人民共和国広告法』の規定に基づき処罰する。

本法の規定に違反し、食品安全監督管理部門あるいは食品検査の職責を負う機関・食品業協会・消費者協会が広告あるいはその他の形式で消費者に食品を推薦した場合、関連主管部門が違法所得を没収し、法に従って直接責任を負う主管者とその他の直接責任者に重大過失の記録を与え、降格あるいは免職処分を行う。

第95条（政府機関の職務不履行） 本法の規定に違反し、県レベル以上の地方人民政府が食品安全監督管理を行う中で職責を履行せず、当該行政区域で重大な食品の安全事故を引き起こし、重大な社会的影響を招いた場合、法に基づき直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に重大過失の記録を与え、降格・免職あるいは解雇処分を行う。

本法の規定に違反し、県レベル以上の衛生行政・農業行政・品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門あるいはその他関連行政部門が本法の規定する職責を履行しないあるいは職権濫用・職責軽視・私情による不正を行った場合、法に基づき直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に重大過失の記録を与え、あるいは降格処分を行う。重大な結果を招いた場合は、免職あるいは解雇処分を行う。その主要な責任者は引責辞職しなければならない。

第96条（損害賠償） 本法の規定に違反し、人身・財産あるいはその他の物に損害を招いた場合、法に従って賠償責任を負う。

食品の安全基準に合致しない食品を生産し、あるいは食の安全基準に合致しないことを知りながら食品を販売した場合、消費者は損害賠償を要求する以外に、生産者あるいは販売者に対しさらに代金の10倍の賠償金の支払いをも要求することもできる。

第97条（民事賠償の優先） 本法の規定に違反し、民事賠償責任と過料・罰金を納付しなけ

ればならず、その財産が同時に支払うには足りない場合、民事賠償責任を優先させる。

第98条（刑事責任） 本法の規定に違反し、犯罪を行った場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第10章 附則

第99条（用語） 本法の用語の含意は以下の通りである。

「食品」とは、人に供する各種食用あるいは飲用の製品と原材料、及び伝統的に食品でありかつ薬品でもあるとされている物品を指す。但し治療を目的とする物品は含まない。

「食品の安全」とは、食品が無毒・無害であり、含有すべき栄養要求に合致し、人体の健康にいかなる急性・亜急性あるいは慢性の危害をもたらさないことを指す。

「予め包装されている食品」とは、予め定められた分量に包装された、あるいは包装材と容器の中で製造された食品を指す。

「食品添加物」とは、食品の品質と色・香り・味を改善するため、あるいは防腐・鮮度保持と加工工程上の必要から食品に加える人工的に合成された物質あるいは天然物質を指す。

「食品用包装材料及び容器」とは、食品あるいは食品添加物の包装・盛り付け用の紙・竹・木・金属・ホウロウ・陶器・プラスチック・ゴム・天然繊維・化学繊維・ガラスなどの製品と、食品あるいは食品添加物に直接接触する塗料を指す。

「食品生産経営に用いる道具、設備」とは、食品あるいは食品添加物の生産・流通・使用過程で食品あるいは食品添加物に直接接触する機械・パイプライン・ベルトコンベヤー・容器・用具・食器などを指す。

「食品用洗剤・消毒剤」とは、食品・食器と食品に直接接触する食品用道具、設備あるいは食品包装材料、容器を直接洗浄又は消毒するのに用いられる物質を指す。

「品質保持期限」とは、予め包装されている食品のラベルに明示した保存条件下で品質を保持する期限を指す。

「食源性疾病」とは、食品中の病源要素が人体に取り込まれることで引き起こされる感染症、中毒症等の疾病を指す。

「食物中毒」とは、有毒有害物質に汚染された食品あるいは有毒有害物質を含む食品を食用した後に現れる急性、亜急性及びその他の食源性疾病を指す。

「食品の安全事故」とは、食物中毒・食源性疾病・食品汚染など食品が原因で、人体の健康が損なわれるあるいは損なわれた恐れのある事故を指す。

第100条（本法施行前の許可証） 食品の生産販売者が、本法の施行前に既に取得した相應の許可証は、引き続き有効である。

第101条（乳製品等への適用） 乳製品・遺伝子組み換え食品・豚の屠殺・酒類と食塩の食品安全管理には、本法を適用する。法律・行政法規に別の規定があるものについては、その規定に従う。

第102条（鉄道、軍用食品の安全管理規則） 鉄道運営上の食品安全管理規則は、國務院の衛生行政部門が國務院の関連部門と共同で、本法に基づき制定する。

軍隊専用食品及び自主供給食品の食品安全管理規則は中央軍事委員会が本法に基づき制定する。

第103条（管理体制の調整） 國務院は実際の必要に従って、食品安全の監督管理体制の調整を行うことができる。

第104条（施行日） 本法は2009年6月1日より施行する。同時に《中華人民共和國食品衛生法》は廃止される。

.....

注記：

本《中華人民共和國食品安全法》の中国国内において法的効力を有する正式文書は、中国語で制定され公布されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来ませんが、中国国内において法的効力を持つ正式文書としては使えません。

また、この日本語版は中国文を可能な限り正確に翻訳すべく努めましたが、この日本語版の文言や訳文を使用して生じるかも知れない如何なる結果や影響に対しても責任を負うものではありません。

なお、各条の後の()内の記述は、訳者が読者の便宜のために付加したもので、中国文の正式な法律文にはありません。